

大切な土地を守る

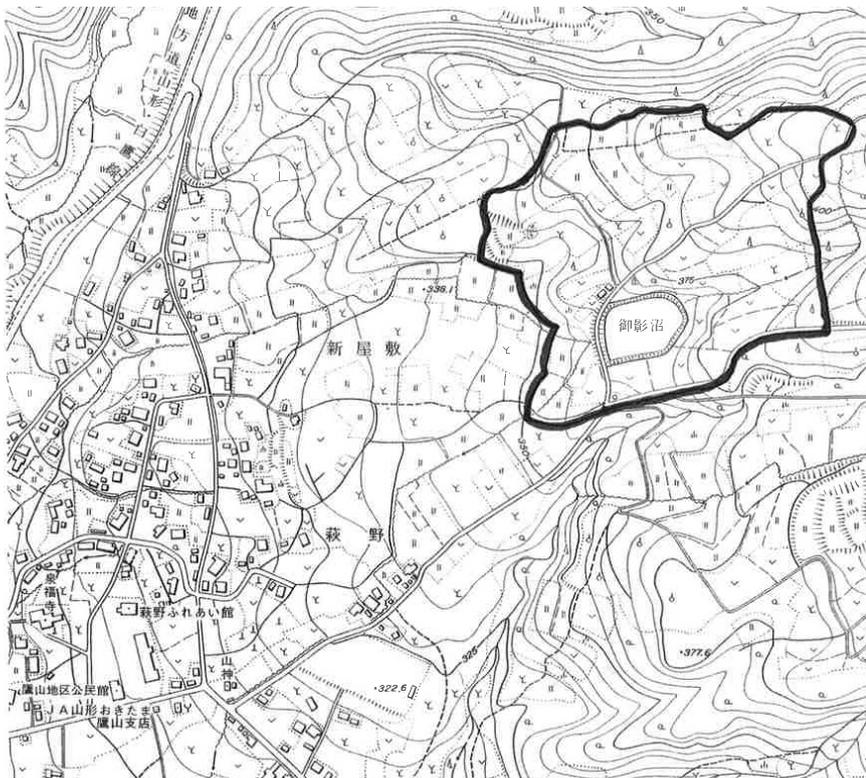
# 地籍調査

今年度の調査範囲は  
萩野地区です

地籍調査とは？

地籍調査は、土地の現況を調査するもので、一筆ごとの土地について、その所有者や

この調査結果に基づいて、土地の表示に関する登記が書き替えられ、また、字限図に替



地番及び地目の調査並びに境界の測量及び面積の測量を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものです。

調査方法は？

わり地籍図が登記所の備え付けの地図として保存されます。この調査の際、条件に応じて土地の分筆や合筆を行うこともできます。また、この調査では、土地所有者の方が、自分で変更などの登記申請をする必要がなく、登録免許税などの費用はかかりません。

調査方法は？

- ① まず、土地所有者の方は、自分で境界杭を打ってください。その際、隣接している土地の所有者と必ず立ち会って境界を確認したうえでお願いします。また、自分の所有地内であっても、田と畑といったように地目が異なる所には、地目境の杭を打ってください。
- ② 境界杭の設置が終わると、建設水道課から係員が現地調査に伺います。その際、正しい調査ができるように、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。
- ③ 境界杭の確認が終わると、引き続きすべての境界杭を測量します。

※詳しくは、土地所有者の方に個別にご連絡します。

■問い合わせ 建設水道課用  
地係 ☎85-6139

## 新しく就農する方を応援します

「平成26年度白鷹町新規就農者育成支援事業」として、町外から白鷹町に移住して就農される方に対し、賃貸住宅の家賃を助成し定住を支援します。

▼対象者

居住開始から3年未満の町外からの移住就農者（雇用・研修を含みます）

▼補助金額

賃貸住宅の年間賃借料の2分の1または36万円のうち低い額

▼採択要件等

「農業経営に対する計画」を有し、計画実現に向けた支援者等がいること

▼申請に必要な書類

- ・ 住居賃貸借契約書（写）
- ・ 住民票（本籍地及び前住所地の入っているもの）
- ・ 農業経営計画（※）
- ・ その他

※農業経営計画とは次のいずれか

① 青年就農給付金の「研修計画」または「経営開始計画」

② 「青年等就農計画」

③ ①または②の計画にならない作成したもの

▼その他 詳しくはお問い合わせください。



■問い合わせ

産業振興課農業振興係  
☎85-6107